

長建協発第420号
平成28年1月4日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

建設工事の専任の主任技術者の取扱いについて

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記に係る配置技術者の金額要件については、建設業法施行令の改正により、平成28年6月1日より別添①「記」以下のとおり変更されておりますが、今般、同取扱いについて、再度、長崎県土木部長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。